

第 1 章 組織

○福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例

〔平成 18 年 5 月 1 日〕
〔条 例 第 3 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定に基づき準用する同法第 158 条第 1 項及び第 172 条第 3 項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び職員の定数について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 福岡都市圏南部環境事業組合に事務局を置く。

(職員の定数等)

第 3 条 事務局に勤務する一般職の常勤の職員（臨時的任用の者を除く。次項において「職員」という。）の定数は、17 人とする。

2 休職中の職員は、定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 20 日条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。